

令和2年6月26日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会報告資料

産業労働局

目 次

ページ

I 「かながわグランドデザイン 評価報告書 2019」について……………	1
II 最近の経済動向及び雇用情勢について……………	3
III 新型コロナウイルス感染症に係る対応について ……………	9
IV 「さがみロボット産業特区」の取組状況について……………	15
V 「中小企業制度融資」について……………	22
VI 労働相談の取組について……………	24
VII 若年者、中高年齢者、女性及び障がい者の就業支援の取組について……………	27
VIII 神奈川職業能力開発計画の取組について……………	32
IX 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパスの再整備について……………	36
X 「職業能力開発促進法施行条例」の一部改正素案について……………	39

I 「かながわグランドデザイン 評価報告書2019」について

1 趣旨

令和元年7月に策定した「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」に係る取組状況について政策評価を行い、政策運営の改善に資するとともに、その評価結果について県民との情報共有を図るため、「かながわグランドデザイン 評価報告書2019」を作成する。

2 経過

- (1) 令和元年11月開催の総合計画審議会で「かながわグランドデザインの進行管理のあり方について審議
- (2) 令和2年2月、「評価報告書2019」作成方針の策定
- (3) 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対策に全庁で注力するため、評価報告書の作成業務を見直し
- (4) 県の事業部局の報告を基に取りまとめた内容について、総合計画審議会（令和2年6月書面開催）において、「評価報告書2019」として了承

3 内容

- (1) 県の重点施策を分野横断的にまとめた23のプロジェクトについて、県の事業部局によりK P Iの進捗状況の確認を行った。

【K P Iの進捗状況】

K P Iの進捗状況	該当K P I数
K P Iの進捗率が100%以上	84
K P Iの進捗率が100%未満	48
令和2年5月末までに未把握	19
合計	151

- (2) 総合計画審議会から、進捗状況等に対する評価やプロジェクトを推進する上での課題等の意見を聴取した。

【主な意見】

〈プロジェクト1「未病」〉

新型コロナウイルス感染症対応で、外出自粛により活動が低下した高齢者の身体機能の回復が今後の課題になる。

〈プロジェクト7「観光」〉

各KPIは順調に進捗しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく冷え込むことが予想されるため、今後はその対策に取り組む必要がある。

〈プロジェクト10「治安」〉

KPI「地域住民と連携した地域安全活動等の実施回数」及び「サイバー犯罪の被害防止に向けた広報啓発活動」は、量もさることながら、活動内容の質を高める必要がある。

〈プロジェクト17「雇用」〉

今後、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用状況の悪化が予想されるため、更なる就業支援の充実を図っていく必要がある。

〈プロジェクト18「地域活性化」〉

地域外から人を呼び込むため、地域外での広報的活動やイメージ向上戦略を展開する必要がある。

4 公表

- (1) 令和2年7月10日から評価報告書の内容を公表、翌11日から県民の意見を募集し、寄せられた意見等を計画推進の参考にする。
- (2) 評価報告書は、県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。

II 最近の経済動向及び雇用情勢について

1 概況

(1) 全国

月例経済報告（内閣府） 令和2年6月19日発表

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。

- ・個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きがみられる。
- ・設備投資は、このところ弱含んでいる。
- ・輸出は、感染症の影響により、急速に減少している。
- ・生産は、感染症の影響により、減少している。
- ・企業収益は、感染症の影響により、急速に減少している。企業の業況判断は、厳しさは残るものの、改善の兆しがみられる。
- ・雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
- ・消費者物価は、横ばいとなっている。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある

(2) 県内

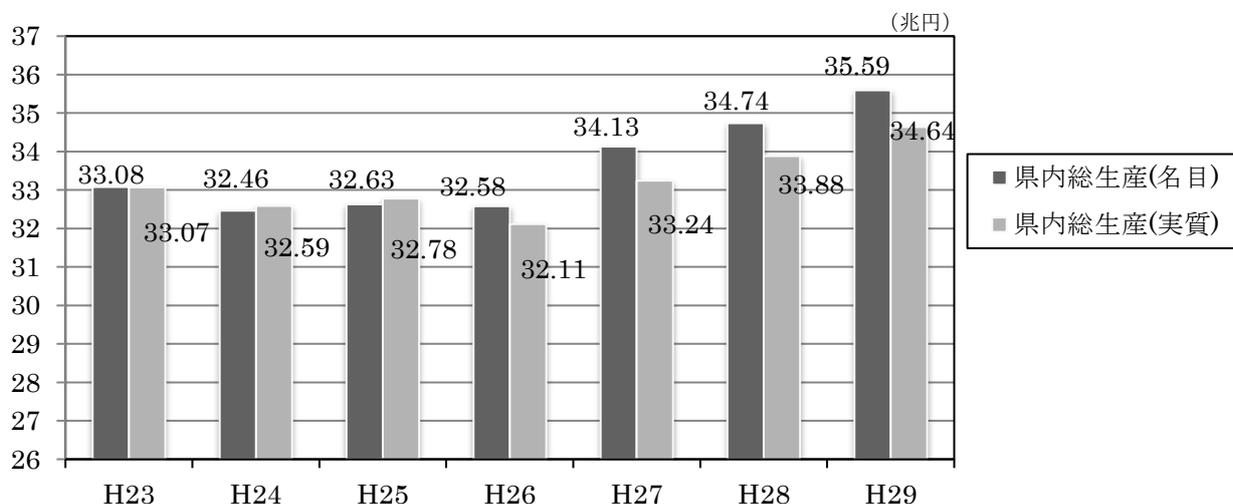
県内金融経済概況（日本銀行横浜支店） 令和2年6月19日発表

神奈川県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きとなっている。

- ・個人消費 新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きとなっている。
- ・設備投資 高めの水準で推移している。こうした中、今後の推移については、新型コロナウイルス感染症の影響に注意する必要がある。
- ・輸 出 新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きとなっている。
- ・生 産 新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きとなっている。
- ・雇用・所得環境 新型コロナウイルス感染症の影響から、弱めの動きがみられている。

2 経済動向

(1) 県内総生産の推移



資料：神奈川県「平成29年度県民経済計算」（令和2年1月）

(2) 日本経済の見通し

(前年度比増減率、実質)

区 分	2018年度 (実績)	2019年度 (実績見込み)	2020年度 (政府経済見通し)
国内総生産	0.3%	0.9%	1.4%
設備投資	1.7%	2.2%	2.7%

資料：「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和2年1月20日閣議決定)

(3) 神奈川経済の見通し

(前年度比増減率、実質)

区 分	2017年度 (実績見込み)	2018年度 (実績見込み)	2019年度 (予測)	2020年度 (予測)
県内総生産	1.8%	0.6%	0.7%	0.4%
設備投資	▲0.5%	1.8%	3.8%	▲2.6%

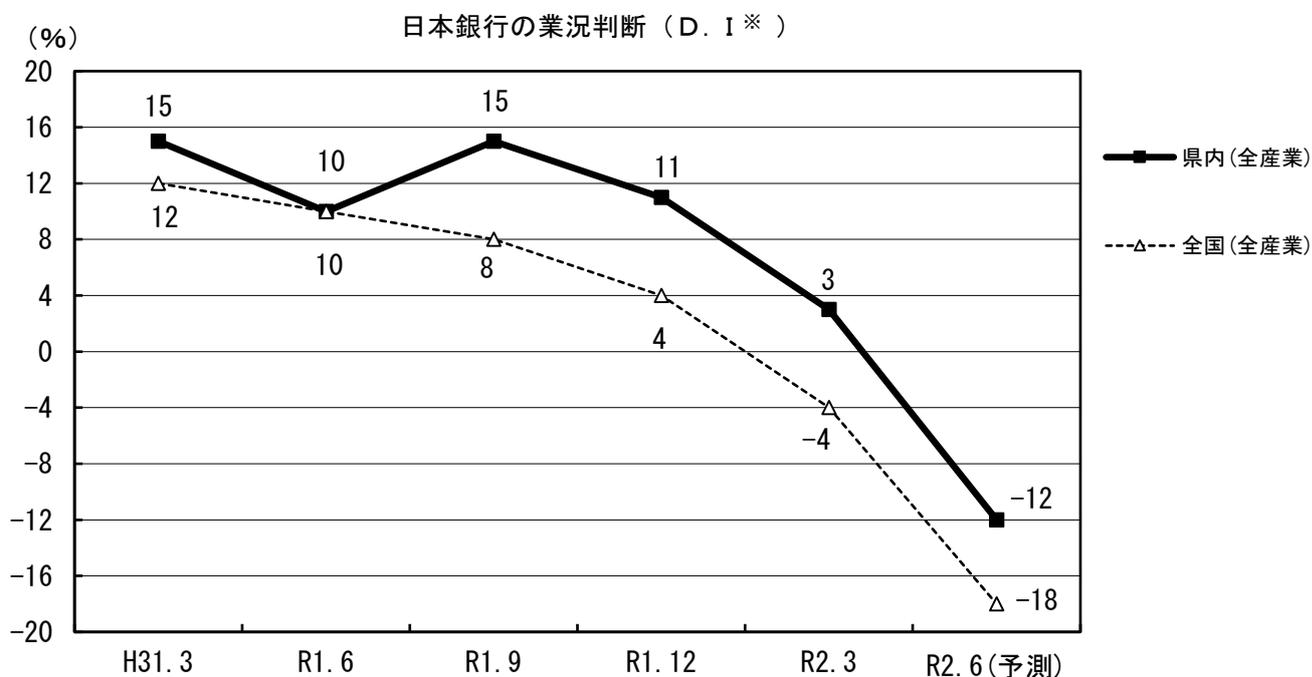
資料：株式会社 浜銀総合研究所「2019、2020年度の神奈川県内経済見通し」

(令和元年9月13日発表)

3 景気動向

(1) 日本銀行

- ・ 県内の3月の全産業業況判断D.Iは、前回(令和元年12月)比で 8ポイント低下
- ・ 全国の3月の全産業業況判断D.Iは、前回(令和元年12月)比で 8ポイント低下



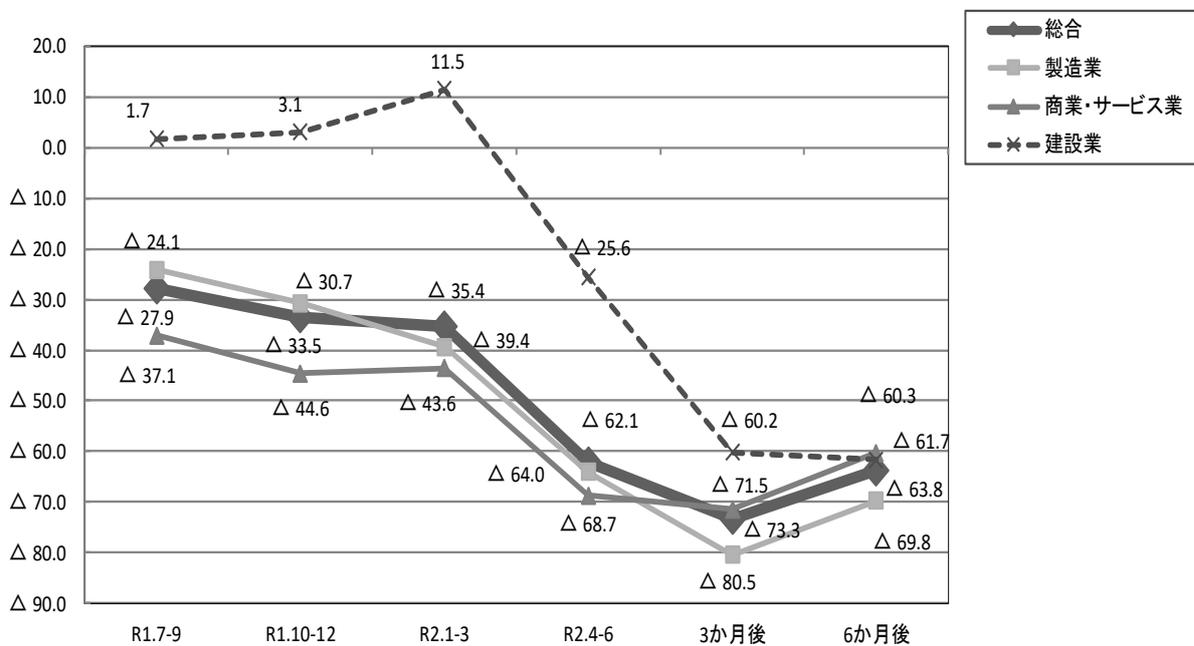
資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(令和2年4月)

日本銀行横浜支店「企業短期経済観測調査結果」(令和2年4月)

※ D. I (%)：「Diffusion Index」の略。業況判断指数(「良い」-「悪い」)の回答社数構成比。

(2) 公益財団法人 神奈川産業振興センター

県内の中小企業の今期(令和2年4月～6月期)の総合業況判断D.Iは、前期(令和2年1月～3月期)比で26.7ポイント低下



資料：公益財団法人 神奈川産業振興センター「中小企業景気動向調査」(令和2年5月)

(3) 企業倒産件数

県内の5月の倒産件数、負債総額は、ともに前月より減少

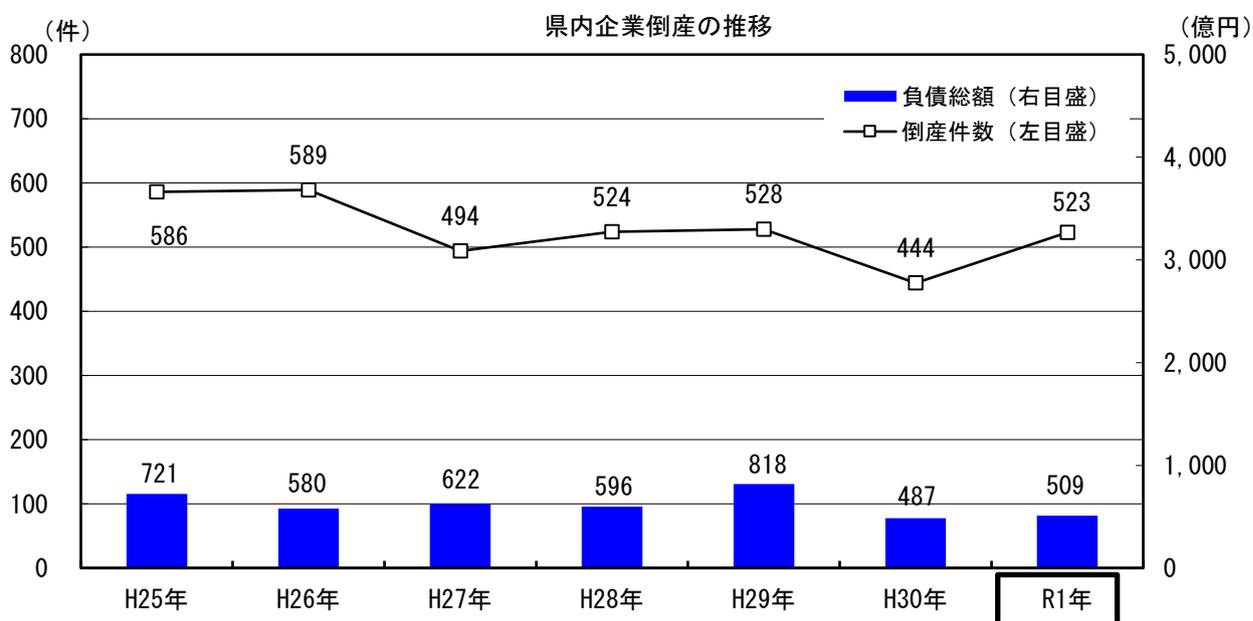
(単位：件、億円)

区 分		R2. 2	R2. 3	R2. 4	R2. 5	(R1. 5)	H29年	H30年	R1年
県内	件数	29	34	32	27	49	528	444	523
	負債総額	19	31	27	25	73	818	487	509
全国	件数	651	740	743	314	695	8,405	8,235	8,383
	負債総額	712	1,059	1,449	813	1,074	31,676	14,854	14,232

資料：株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」（令和2年5月）

〃

横浜支店「神奈川県・企業倒産状況」（令和2年5月）



4 雇用情勢

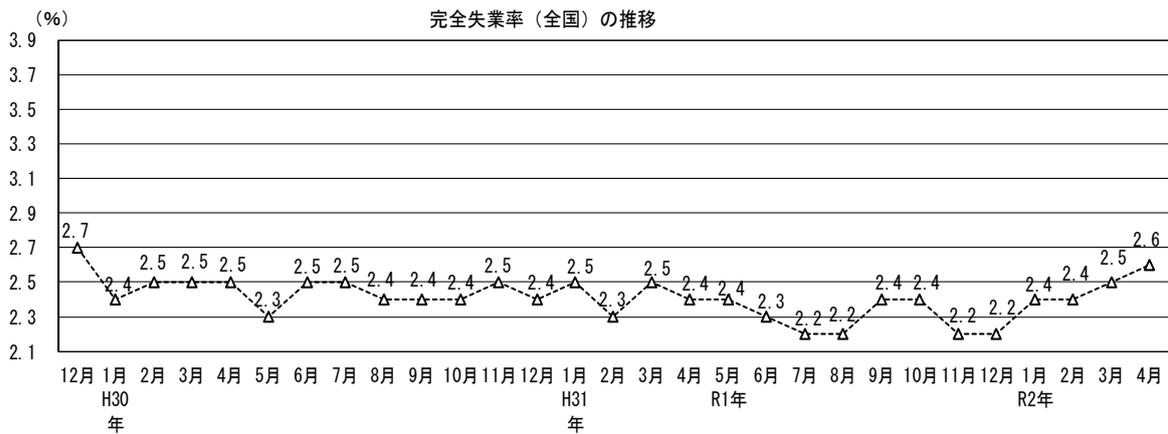
(1) 完全失業率

全国の4月の完全失業率は、2.6%となり、前月比で0.1ポイント上昇

(単位：%)

区分	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	H29年	H30年	R1年
県内		(2.1)		(-)	2.7	2.3	3.3
全国	2.4	2.4	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4

資料：総務省「労働力調査」（令和2年5月）※ 神奈川県の数値は、推計値（四半期平均）



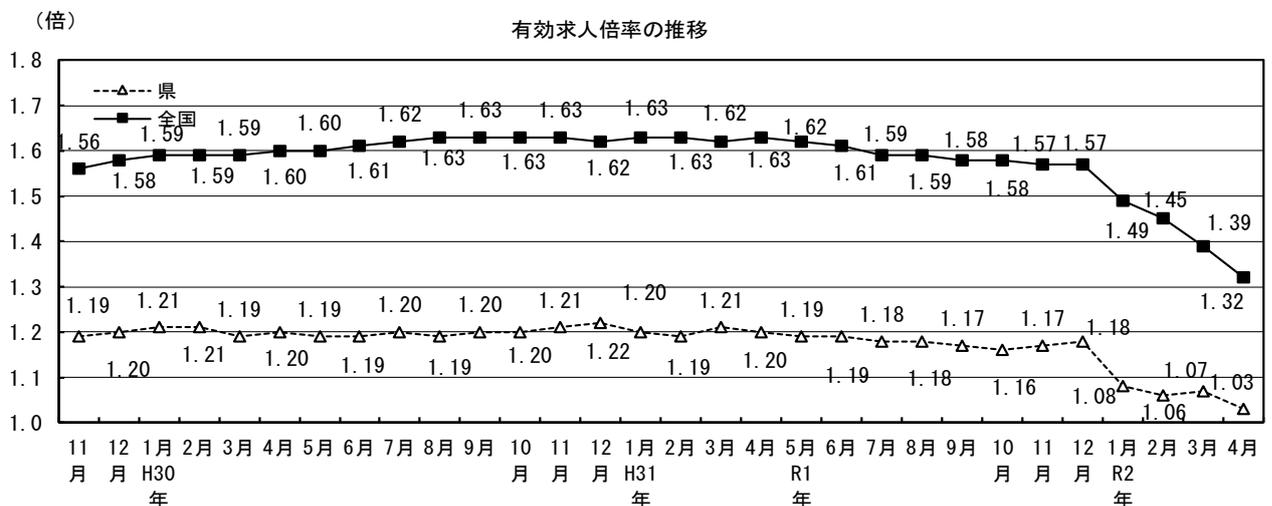
(2) 有効求人倍率

県内の4月の有効求人倍率は、1.03倍で、前月比0.04ポイント低下

(単位：倍)

区分	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	H29年	H30年	R1年
県内	1.08	1.06	1.07	1.03	1.15	1.20	1.19
全国	1.49	1.45	1.39	1.32	1.50	1.61	1.60

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況（季節調整値）」（令和2年4月）



(3) 民間企業における障害者雇用状況

県内の令和元年6月の実雇用率は、2.09%で前年（平成30年）比では0.08ポイント上昇

区 分		H25.6	H26.6	H27.6	H28.6	H29.6	H30.6	R1.6
県内	実雇用率(%) ※1	1.68	1.75	1.82	1.87	1.92	2.01	2.09
	障害者数(人) ※2	16,542	17,946	19,033	19,925	21,040	22,801	24,105
	(実数)(人)	(13,062)	(14,439)	(15,600)	(16,539)	(17,621)	(18,921)	(20,160)
全国	実雇用率(%)	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11
	障害者数(人)	408,948	431,226	453,134	474,374	495,795	534,770	560,609
	(実数)(人)	(323,839)	(344,852)	(366,353)	(386,606)	(406,981)	(437,532)	(461,811)

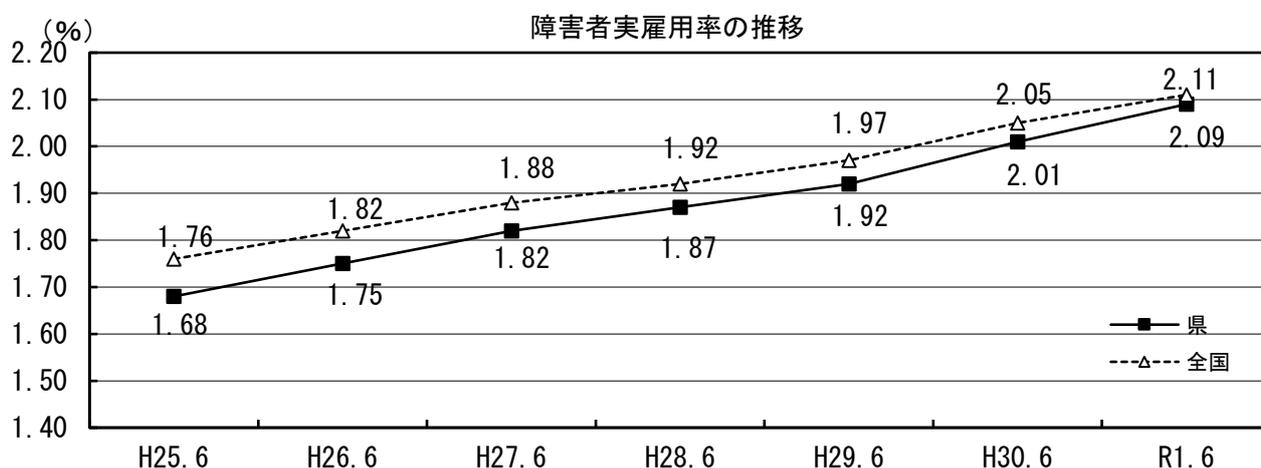
資料：神奈川県労働局 令和元年12月26日記者発表資料
厚生労働省 令和元年12月25日記者発表資料

※1 実雇用率は、企業の主たる事務所所在地で集計したものである。

※2 障害者数とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人としてカウントしている。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。



Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

1 概況

月日	内容
1月16日～	危機管理対策会議の開催
2月26日	危機管理対策本部の設置
3月16日	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部へ移行
4月6日	県対策本部のもとに、「緊急経済・社会対策部」を設置
4月7日	緊急事態宣言の発出を受け、県民への外出自粛要請の方針を決定
4月10日	県民への外出自粛要請に加え、休業要請（施設の使用制限及び催物の開催の停止）等の方針を決定
4月11日	休業要請の開始
4月24日	新型コロナウイルス感染症に係る4月補正予算が成立
5月5日	県民への外出自粛要請、休業要請の延長等を決定
5月20日	新型コロナウイルス感染症に係る5月補正予算が成立
5月25日	緊急宣言の解除を受け、外出自粛要請や休業要請等の解除の方針を決定
5月27日	事業者が感染拡大防止対策を講じることを前提に、業種を問わず休業要請を解除

2 県内中小企業等に対する支援

(1) 「経営相談窓口」の設置

1月30日より、金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を開始した。

(2) 中小企業制度融資による資金繰り支援等

- 2月7日より、新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受ける県内中小企業を「売上・利益減少対策融資」の融資対象に追加し、金利と信用保証料負担を軽減して支援することとし、制度取扱金融機関等で融資相談の受付を開始した。
- 3月2日より、県全域が「セーフティネット保証4号」の指定地域となり、速やかに「新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）」を創設した。
- 3月6日、国が、特に重大な影響が生じている「宿泊」「飲食業」など40業種をセーフティネット保証5号の対象業種として追加指定したことにより、これらの業種についても県の「セーフティネット保証5号

融資」が利用できるようになった。また、5月1日に、全業種が指定された。

- ・ 3月26日より、国が「危機関連保証」を発動したことを受け、セーフティネット保証とは更に別枠で利用可能な「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」を新設し、相談受付を開始した。
- ・ 4月1日より、新型コロナウイルス関連融資について、信用保証料への補助を拡充し、「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」及び「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」について、中小企業が負担する信用保証料を不要(ゼロ)とするとともに、その他の新型コロナウイルス関連融資についても、信用保証料補助率を2倍に拡充して、資金繰り支援を強化した。
- ・ 5月1日より、融資当初3年間の実質無利子と保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を、民間金融機関等(銀行、信金等)を通じて融資を行う「神奈川県中小企業制度融資」に創設し、過去最大規模(7,300億円)の融資を開始した。また、(公財)神奈川産業振興センターが行う「設備貸与制度」に、県が当初3年間の利子補給を行うことで、実質無利子となる支援を開始した。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に、6月15日から引き上げを行った。

【新型コロナウイルス関連融資実績(令和2年5月末現在)】

融資メニュー	合計	
	件数	金額
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	361	8,184百万円
セーフティネット保証5号	212	8,139百万円
新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)	1,449	43,026百万円
新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)	1,395	58,280百万円
新型コロナウイルス感染症対応資金	3,906	72,847百万円
計	7,323	190,476百万円

(3) 再起促進支援

ア 中小企業・小規模企業の再起促進に係る支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者に対して、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、ITサービス導入、生産設備導入又はビジネスモデル転換等に取り組む経費の一部を補助する。

＜実施状況＞

5月22日から公募を実施し、6月24日時点で、8,000件を超える相談あり。

(ア) 非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業

デリバリー業者やネット通販を利用するための初回登録料や月会費、デリバリーサービスのためのキッチンカーの改修経費、テイクアウト用の容器等の購入経費など、非対面ビジネスモデル構築に係る経費を補助する。

また、感染防止対策のためのつい立、マスク、消毒液、ビニール手袋等の購入や、レジやカウンターに設置するビニールカーテンの購入経費など、感染防止対策に係る経費を補助する。

(上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

(イ) ITサービス導入事業

Web会議システムの導入、財務会計や勤怠管理、顧客管理等ソフトの導入経費など、業務を効率化するために係る経費を補助する。

(上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

(ウ) 生産設備等導入事業

個包装のラッピングシステム等生産ラインの改造経費、自動搬送ロボット設備の導入経費など、生産性改善のための設備投資に係る経費を補助する。

(上限200万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

(エ) ビジネスモデル転換事業

自動車部品製造業を行っていたが、医療関連製品の製造へ転換するための設備導入経費など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。(上限5,000万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

イ 商店街等の再起促進に係る支援

商店街内に設置するための噴霧装置の購入経費や、商店街のデリバリーやテイクアウト事業を周知するWebサイトやチラシの作成経費など、商店街団体等が行う感染防止対策や販売促進経費を補助する。

(上限 300 万円 補助率：補助対象経費の 1 / 2 以内)

<実施状況>

6 月 19 日時点で 16 団体から交付申請が来ており、予算額の約 3 分の 2 を執行見込み。その他、交付申請に係る問合せが数多く来ている。

ウ スマート工場化に係る支援

県内に工場をもつ中小企業に対して、ローカル無線通信ネットワークの整備構築によるスマート工場化に係る経費を補助する。

(上限 200 万円 補助率：補助対象経費の 3 / 4 以内)

また、スマート工場化に係る専門家による助言を行う。

<実施状況>

6 月 29 日から公募を開始。

エ 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた商品・技術開発の支援

県内に事業所をもち、「令和 2 年新型コロナウイルス感染症」を事由として、セーフティネット保証 4 号の認定を受けている中小企業に対して、神奈川県立産業技術総合研究所の依頼試験、機器使用の料金を 50%減額する。

<実施状況>

神奈川県立産業技術総合研究所において、6 月 8 日の受付から、要件に該当する企業に対して減額措置を開始。

オ 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた商品・技術開発のための、ローカル 5 G 実証環境の整備

県内企業における、I o T 等の先端技術の導入、新たな商品やサービス等の開発を促進するため、神奈川県立産業技術総合研究所に、ローカル 5 G の実証環境を整備する。

<実施状況>

現在、神奈川県立産業技術総合研究所において、実証環境を整備する事業者の選定に向けて準備中。

カ 感染症対策型ビジネスモデル創出の支援

県内に本社機能を有する施設又は工場を有する企業が、県民等への優先的な供給を目的にマスクやアルコール消毒液等の生産設備を導入する際に係る経費を補助する。

(上限 2 億円 (生産規模の要件を満たす場合) 補助率：補助対象経費の 10/10)

<実施状況>

5 月 11 日から 5 月 22 日まで公募を実施し、6 月 17 日に交付決定を通知。

キ 経営資源引継・事業再編の支援

新型コロナウイルスの影響で売上が減少してしまったため、第三者への事業承継を行った際に、第三者が元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人件費相当分を補助する。

(上限 100 万円 補助率：3/4 以内)

<実施状況>

現在、公募に向けて補助金交付要綱等を準備中。

(4) 雇用、労働関係の支援の実施

ア 雇用調整助成金等の周知

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を県ホームページで周知している。

イ 経済団体への配慮要請

県内の経済団体 5 団体に対し、3 月 18 日、知事と神奈川労働局長の連名により、雇用の維持、解雇の回避、採用内定者や就職・採用活動等について特段の配慮を依頼するとともに、会員企業への周知徹底を要請した。

ウ 労働相談の実施

新型コロナウイルスに関連する雇用問題の解決に向けた支援、助言等を行うため、かながわ労働センター本所及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施している。

さらに、今後、かながわ労働センターに新型コロナウイルスに関する労働相談専用ダイヤルを設置する。

また、新型コロナウイルス関係の実際の相談事例を類型化して分かりやすくまとめ、ホームページに掲載して、問題の解決に必要な知識や情報を周知している。

エ 雇用調整助成金の活用に係る支援

県内企業に雇用を維持していただくため、申請手続きがわかりにくいとされている雇用調整助成金に関する予約制の個別相談会（4・5月は電話、6月は対面）を実施し、これまでに108社を支援した。

なお、対面で行っている6月からは、神奈川労働局と連携し、相談会の場で、直接、申請書を受理できる方式とし、企業の利便性の向上を図っている。

オ テレワーク導入に向けた支援

テレワーク導入を図る中小企業を支援するため、4月から、予約制のウェブによる個別相談会を実施し、これまでに27社を支援した。

(5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付

ア 第1弾

4月11日から5月6日の間（少なくとも4月24日から5月6日の間）、県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力いただいた中小企業または個人事業主等に対し、最大30万円の協力金を交付する。

<実施状況>（6月24日現在）

申請件数	40,069件（郵送21,251件、電子18,818件）
処理済件数	27,345件
交付処理累計額	2,952,500千円

イ 第2弾

5月7日から5月26日までの間で15日間以上、県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力し、また、自主的に休業等に協力いただいた中小企業または個人事業主等に対し、10万円の協力金を交付する。

<実施状況>（6月24日現在）

申請受付期間	令和2年6月8日から7月14日まで
申請件数	24,441件（郵送10,085件、電子14,356件）
処理済件数	11,072件
交付処理累計額	1,107,200千円

3 緊急事態宣言解除後の感染防止対策

緊急事態宣言の解除に伴う休業要請の解除にあたり、各事業所で適切な感染防止対策を講じていただくことを前提に、業種を問わず、休業要請を解除した。県では、事業者が実施する感染拡大防止の取組を応援するツールとして、「業種別チェックリスト」を作成するとともに、事業者が実施する感染拡大防止対策を顧客、従業員、事業関係者へ「見える化」する「感染拡大防止取組書」の運用を開始した。

IV 「さがみロボット産業特区」の取組について

1 取組の概要

「さがみロボット産業特区」（以下「本特区」という。）では、生活支援ロボットの实用化・普及を通じた県民生活の安全・安心の確保及び地域社会の活性化に取り組んでおり、ロボットが社会に溶け込み、いのちや生活を支えるパートナーとして活躍する「ロボットと共生する社会」の実現をめざしている。

2 数値目標と進捗状況

国から認定された第2期計画（平成30年度～令和4年度）において、6つの数値目標を設定している。

○特区発ロボットの商品化状況(累計) 令和2年3月31日現在(件)

	第1期	第2期				
	平成25～29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	12	5	10	15	20	25
実績値	15	6	10	-	-	-

○実証実験等の実施件数(累計) 令和2年3月31日現在(件)

	第1期	第2期				
	平成25～29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	90	40	80	120	160	200
実績値	186	57	111	-	-	-

○県の企業誘致施策等を活用したロボット関連企業の件数(累計)

令和2年3月31日現在(件)

	第1期	第2期				
	平成25～29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	35	5	11	18	26	35
実績値	15	4	10	-	-	-

○生活支援ロボットに関する特区の取組に参加する県内中小企業の数(累計)

令和2年3月31日現在(社)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	20	40	60	80	100
実績値	20	30	-	-	-

○生活支援ロボットの導入施設数(累計)

令和2年3月31日現在(箇所)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	50	100	150	200	250
実績値	104	171	—	—	—

○生活支援ロボットを体験する取組に参加した人数(累計)

令和2年3月31日現在(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	4,000	60,000	70,000	80,000	90,000
実績値	30,285	61,221	—	—	—

3 主な取組

(1) 生活支援ロボットの实用化促進

ア 公募型「ロボット実証実験支援事業」

ロボットの実用化を図る上で不可欠な実証実験の計画を全国から募集し、実証場所やモニターに関する調整、実証に係る経費の一部支援などを行う。

令和2年度は、前期と後期の2回に分けて募集することとし、合計9件程度のプロジェクトの採択を予定している。

イ 最先端ロボットプロジェクト推進事業

経済的効果、県民生活への影響、発展、注目度等に優れた最先端のロボットプロジェクトに対して、商品化に向けた実証実験の実施や改良、広報等について支援を行う。

令和2年度は、2件程度のプロジェクトの採択を予定している。

ウ 重点プロジェクト

ロボットの開発プロジェクトのうち、早期の実用化が期待できるものや、県民生活に大きなインパクトを与えるものなどを、「重点プロジェクト」に指定し、実証場所やモニターに関する調整、実証に係る経費の一部支援などを複数年にわたり実施している。

令和2年3月31日現在の指定プロジェクトは、27件となっている。

エ 神奈川版オープンイノベーション

県と産業技術総合研究所の連携のもと設置した「ロボット研究会」において、企業等の技術連携を促進し、ロボットの商品化を目指している。

令和2年3月31日現在の研究会参加者は企業や大学等265者、プロジェクトは11件となっている。

オ プレ実証フィールドの運営

平成26年度に相模原市南区の元県立新磯高等学校を活用して「プレ実証フィールド」を開設した。ドローン実験用ネット、実験用模擬道路などの設備を備え、本格的な実証実験を行う前に模擬的な環境でロボットの完成度を高める「プレ実証（実験）」の場として提供している。

(2) 生活支援ロボットの普及促進

ア ロボット導入支援事業

民間施設等へのロボット普及を促すため、本特区の取組を活用して商品化されたロボットの導入経費に対して助成している。（補助率：1／3）

イ ロボット体験施設

藤沢市辻堂のロボット展示施設「ロボテラス」（アイクロス湘南内）に、ロボットを実際に体験できる施設を設置している。

ウ ロボット体験キャラバン

ロボットを福祉施設等に持ち込み、施設職員に実際にロボットを体験してもらう取組を実施している。

令和2年度は、17種類のロボットを用意し実施する。

エ モニター制度

高齢者向けロボットを事前に募集した介護施設等で、購入決定前に1か月程度試用してもらう取組を実施している。

令和2年度は、15種類のロボットを用意し実施する。

オ ロボット共生社会推進事業

ロボットと共生する社会の実現に向け、共生のイメージを分かりやすく発信する取組を実施している。

令和2年度は、辻堂駅周辺の街なかで活躍するロボットや江の島周辺における自動運転バスの実証実験を実施する。

(3) ロボット関連企業の参加促進

ア さがみロボット産業特区参加促進事業

中小企業等がロボットの関連産業に関わる機会を提供するとともに、ロボットを活用した新たな市場形成の可能性を示す取組を実施する。

令和2年度は、テクニカルショウヨコハマへの出展（特区特設コーナーの設置）を予定している。

イ 企業誘致の推進

企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」等のインセンティブ（企業立

地促進補助金、不動産取得税の不均一課税、低利融資、企業誘致促進賃料補助金等) や、重点プロジェクトを始めとする企業へのロボット実用化支援の取組などを通じて、ロボット関連企業の誘致に引き続き取り組んでいく。

4 国との協議等

(1) 規制緩和に係る協議

規制緩和について、これまで実証に係るもの8件(旧薬事法、電波法、道路交通法、医師法)、土地利用に係るもの5件(農地法、都市計画法)、普及に係るもの3件(介護保険法、医師法、薬剤師法等)を国との協議を経て実現してきた。

(2) 特区の評価

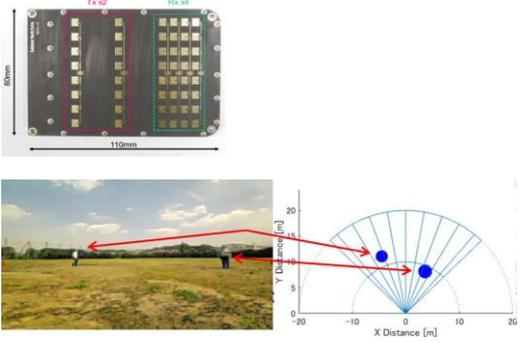
地域活性化総合特区については、毎年度、国の「総合特別区域評価・調査検討会」による分野ごとの評価が行われている。令和元年12月20日に平成30年度の評価結果が国から公表された。

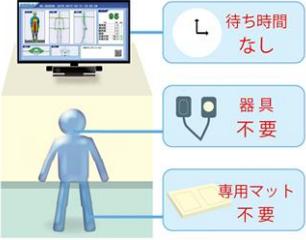
「さがみロボット産業特区」の評価

- ・アジア拠点化・国際物流分野…4特区中1位
- ・ライフ・イノベーション分野…10特区中1位

(参考) これまでに商品化したロボット (令和2年3月31日現在)

1	手指のリハビリを支援するパワーアシストハンド	2	人工筋肉による遠隔建機操縦ロボット「アクティブロボSAM」
			
3	心の健康計測システム	4	脊髄損傷者用歩行アシスト装置
 <p>元気圧 MIMOSYS</p> <p>通話開始時間 14,11,28 13:46:50 発話した回数 9回 発話時間の合計 17秒</p> <p>いつもと同じような元気圧ですね。 会話に安定感があります。その調子で。</p>			
5	見守り機能型服薬管理支援機器・システム開発	6	赤外光センサーを使用した高齢者見守りシステム
			
7	介護施設における認知症患者を含む高齢者向けコミュニケーションロボット	8	足首のリハビリを支援するパワーアシストレッグ
			

9	人の行きたい方向を察知し先導するガイドン スロボット	10	居室設置型移動式水洗トイレ
			
11	多くの日常生活動作を可能にする上肢筋電義 手	12	手指のリハビリを支援するパワーアシストハンド (エアレハ500)
			
13	腰への負担を軽減するマッスルスーツ	14	災害対応ロボット等に搭載する高分解能電子走査 電波センサー
			
15	火山活動対応ドローン	16	火山活動対応地すべり警報システム
			

17	人の立ち入りが困難な現場での情報収集ロボット	18	災害対応マルチローター機
			
19	深海用水中ドローン	20	見守り介護ロボット「a a m s」
			
21	高齢者生活みまもりロボット	22	パワーアシストリスト
			
23	ケアピット ～AIに基づく運動指導～	24	無線操作による360° 水中映像モニタリングロボット
			
25	床面ひび割れ検知ロボット		
			

V 「中小企業制度融資」について

1 令和元年度の実績

(1) 融資実績

令和元年度の融資実績は、1,357億円（対前年度比117.4%）となった。実績の増加は、年度当初に融資メニューを拡充した「借換支援融資」や「創業支援融資」の利用が増えたことや、年度途中から取り組んだ、「箱根地域等特別支援融資」が34件、6億62百万円、令和元年台風の関係融資が65件、17億97百万円、新型コロナウイルス関連の融資が409件、116億16百万円の皆増などによるものである。

（単位：百万円）

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		R1-H30 増減額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
経営安定型資金	3,788	73,092	3,350	60,117	3,657	71,718	11,600
小口零細企業保証資金	1,486	6,578	1,732	9,269	1,630	8,909	△ 359
経営安定資金	2,302	66,513	1,618	50,848	2,027	62,808	11,959
箱根地域等特別支援融資	-	-	-	-	34	662	皆増
令和元年台風関係融資	-	-	-	-	65	1,797	皆増
新型コロナウイルス関連融資	-	-	-	-	409	11,616	皆増
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	-	-	-	-	174	3,774	皆増
セーフティネット保証5号	-	-	-	-	30	1,213	皆増
新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	-	-	-	-	190	5,843	皆増
新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	-	-	-	-	15	785	皆増
売上・利益減少対策融資（新型コロナウイルス要件を除く）	1,568	41,753	1,190	35,703	1,037	31,163	△ 4,540
セーフティネット保証5号（新型コロナウイルス関連を除く）	590	20,271	244	9,032	190	8,319	△ 713
借換支援融資	97	2,782	124	4,222	235	7,827	3,605
条件変更改善借換融資	8	263	12	292	25	522	230
その他	39	1,444	48	1,598	32	902	△ 696
体質強化型資金	3,247	47,541	3,160	51,145	3,476	58,377	7,232
小規模事業資金	1,508	14,305	1,902	25,333	2,165	30,767	5,434
事業振興資金	1,739	33,236	1,258	25,811	1,311	27,609	1,798
ライフステージ対応型資金	553	3,505	606	4,387	746	5,675	1,287
（創業期）創業支援融資	518	2,959	566	3,823	712	5,162	1,338
（拡大期）新たな事業展開対策融資等	26	442	31	508	29	437	△ 71
（再生期）事業承継関連融資	-	-	0	0	1	22	皆増
その他	9	103	9	55	4	53	△ 2
合 計	7,588	124,139	7,116	115,650	7,879	135,770	20,120

※令和元年度実績（合計）の対前年度比は、件数が110.7%、金額が117.4%となった。
 ※端数処理の関係で、資金ごとの金額の合計と「合計」の金額が一致しない場合がある。

2 令和2年度 of 取組状況

(1) 年度当初に充実した主な取組

ア 新型コロナウイルス関連融資の信用保証料補助の拡充

4月1日より、新型コロナウイルス関連融資について、信用保証料への補助を拡充し、「新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）」及び「新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）」について、中小企業者が負担する信用保証料を不要（ゼロ）とするとともに、その他の新型コロナウイルス関連融資についても、信用保証料補助率を2倍に拡充して、資金繰り支援を強化した。

(2) 年度途中における主な取組

ア 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設

民間金融機関等を通じて融資を行う、融資当初3年間の実質無利子、保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、5月1日から開始した。

イ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額の引き上げ

「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に、6月15日から引き上げを行った。

(3) 新型コロナウイルス関連の融資実績（令和2年2月～5月末）

新型コロナウイルス関連の融資実績は、7,323件、1,904億円となった。

【新型コロナウイルス関連融資実績（令和2年5月末現在）】

融資メニュー	合計	
	件数	金額
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	361	8,184百万円
セーフティネット保証5号	212	8,139百万円
新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	1,449	43,026百万円
新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	1,395	58,280百万円
新型コロナウイルス感染症対応資金	3,906	72,847百万円
計	7,323	190,476百万円

VI 労働相談の取組について

労働者や使用者が抱える労働問題の解決を支援するため、かながわ労働センター及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施した。

1 令和元年度の労働相談の実績

(1) 相談件数

相談件数は12,941件で、前年度と比較して125件(1.0%)増加した。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	11,673	12,816	12,941
対前年度比(%)	96.4	109.8	101.0

(2) 相談者の状況

労使別の状況は、労働者からの相談が11,044件(全体の85.3%)、非正規雇用労働者からの相談件数は4,966件(同38.4%)であった。

男女別の状況は、男性からの相談が5,355件(同41.4%)、女性からの相談が7,586件(同58.6%)であった。

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
労働者	10,037	86.0%	10,880	84.9%	11,044	85.3%
正規雇用労働者	5,869	50.3%	6,159	48.1%	6,078	47.0%
非正規雇用労働者	4,168	35.7%	4,721	36.8%	4,966	38.4%
使用者	659	5.6%	783	6.1%	666	5.1%
その他(求職者、失業者等)	977	8.4%	1,153	9.0%	1,231	9.5%
合 計	11,673	100.0%	12,816	100.0%	12,941	100.0%
男性	5,132	44.0%	5,443	42.5%	5,355	41.4%
女性	6,541	56.0%	7,373	57.5%	7,586	58.6%
合 計	11,673	100.0%	12,816	100.0%	12,941	100.0%

(3) 相談内容の特徴

相談内容は、最も多い項目が「労働契約の終了」3,271件(15.8%)で、次いで「労働時間」2,938件(14.2%)、「賃金」2,481件(12.0%)で、この上位3項目で全体の42.0%を占めた。

また、新型コロナウイルス感染症に関する相談が2、3月で合計139件あった。

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
労働条件	11,547	60.8%	12,205	59.7%	12,302	59.4%
労働契約の終了(解雇・雇止め等)	3,002	15.8%	3,227	15.8%	3,271	15.8%
労働時間	2,627	13.8%	2,775	13.5%	2,938	14.2%
賃金	2,391	12.6%	2,401	11.7%	2,481	12.0%
労働契約・就業規則等	1,572	8.3%	1,678	8.2%	1,547	7.5%
その他労働条件	1,955	10.3%	2,124	10.4%	2,065	10.0%
雇用保険・労災保険	1,019	5.4%	1,202	5.9%	1,226	5.9%
健康保険・年金保険	966	5.1%	978	4.8%	1,022	4.9%
職場の人間関係、パワハラ等	2,125	11.2%	2,394	11.7%	2,454	11.9%
その他(人員整理、合理化、税金等)	3,350	17.6%	3,671	18.0%	3,703	17.9%
合 計(※)	19,007	100.0%	20,450	100.0%	20,707	100.0%

※1件で複数の相談内容があるため、(2)と(3)の計は一致しない。

(4) あっせん指導の状況

問題解決に向けた労使間の仲介や和解等を行うあっせん指導は70件で、内容は、その他を除き「解雇・退職」が26件で最も多かった。

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比	
総 数	59	100.0%	76	100.0%	70	100.0%	
内 容 別	解雇・退職	23	39.0%	30	39.5%	26	37.1%
	賃 金	17	28.8%	11	14.5%	10	14.3%
	その他	19	32.2%	35	46.1%	34	48.6%
処 理 別	解決	40	67.8%	41	53.9%	44	62.9%
	打切り	19	32.2%	31	40.8%	23	32.9%
	継続	0	0.0%	4	5.3%	3	4.3%

2 「働き方改革関連相談強化期間」の設定

働き方改革の推進に向けて、10月、11月を「働き方改革関連相談強化期間」とし、県内各地で「街頭労働相談会」を集中的に実施(20回)したほか、「特別労働相談会」(10回)、「労働相談110番」(10日間)及び「セミナー」(10回)を実施し、過重労働の解消や有給休暇の取得推進等に取り組んだ。

(参考) 労働相談事業の実施機関等

相談事業	実施機関等	対応者
一般労働相談	かながわ労働センター及び各支所	職員
出張労働相談	かながわ労働センター及び各支所	職員
日曜労働相談	かながわ労働センター	職員
夜間労働相談	かながわ労働センター及び川崎支所	職員
街頭労働相談	主要な駅前、市役所等	職員、社会保険労務士等
外国人労働相談	かながわ労働センター及び県央支所	専門相談員、通訳
弁護士労働相談	かながわ労働センター及び各支所	弁護士
メンタルヘルス相談	かながわ労働センター	カウンセラー
女性のための労働相談	マザーズハローワーク横浜 マザーズハローワーク相模原	女性職員及び女性弁護士 女性弁護士

Ⅶ 若年者、中高年齢者、女性及び障がい者の就業支援の取組について

1 かながわ若者就職支援センターにおける就業支援

39歳までの若年者を対象に、職業紹介機能を持つ国のハローワークと連携しながらキャリアカウンセリング等を実施することで、若年者のニーズに対応した、きめ細かな就業支援を推進している。

(1) 施設の概要

- ア 開設日 平成16年4月27日
イ 所在地 横浜市西区北幸1-11-15 横浜S Tビル5階
ウ 開所時間 月曜日～土曜日 9:30～18:00(日曜・祝日・年末年始休業)

(2) キャリアカウンセリング

経験豊富なキャリアカウンセラーが、担当制により、若年者一人ひとりの個性や経験、意欲等に応じて、相談を受け、アドバイスを行っている。

<キャリアカウンセリング利用者延数> (単位：人)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
8,780	8,120	7,093	7,038

(3) 就職等決定状況

(単位：人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
就職者数等	719	754	603	798
職業訓練等	79	83	64	56
決定者数計	798	837	667	854

2 シニア・ジョブスタイル・かながわにおける就業支援

40歳以上の中高年齢者を対象に、職業紹介機能を持つ国のハローワークと連携しながらキャリアカウンセリング等を実施することで、中高年齢者の多様なニーズに対応した、きめ細かな就業支援を推進している。

(1) 施設の概要

- ア 開設日 平成19年1月30日
イ 所在地 横浜市西区北幸1-11-15 横浜S Tビル5階
ウ 開所時間 月曜日～土曜日 9:30～18:00(日曜・祝日・年末年始休業)

(2) キャリアカウンセリング

経験豊富なキャリアカウンセラーが、担当制により、来所者一人ひとりのライフスタイルや働き方の希望を踏まえた相談に対応し、アドバイスを行っている。

＜キャリアカウンセリング利用者延数＞ (単位：人)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
6,287	6,649	5,779	6,272

(3) 就職等決定状況

(単位：人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就職者数等	1,004	919	777	969
職業訓練等	83	71	65	61
決定者数計	1,087	990	842	1,030

(4) プラチナ世代専用窓口

令和元年 11 月 25 日より 65 歳以上の方向けに専用窓口を設置して、経験豊富なキャリアカウンセラーが、担当制により、来所者一人ひとりのライフスタイルや働き方の希望を踏まえた相談に対応し、アドバイスを行っている。

＜キャリアカウンセリング利用者延数＞ (単位：人)

令和元年度
298

3 マザーズハローワーク横浜における支援

子育てをしながらの就業を希望している方に対する職業紹介機能を持つ国の「マザーズハローワーク横浜」内に県が相談室を設け、就職や就業継続に関する悩みに対応したキャリアカウンセリング、労働相談等を実施することで、女性の多様なニーズに対応した就業支援を推進している。

(1) 相談室の概要

ア 開設日 平成 24 年 7 月 13 日

イ 所在地 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 16 階
マザーズハローワーク横浜内相談室

ウ 開所時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(12:00～13:00 を除く。土曜・日曜・祝日・年末年始休業)

(2) キャリアカウンセリング

経験豊富な女性キャリアカウンセラーが、面談又は電話により、相談者一人ひとりの状況を踏まえたきめ細かなアドバイスを行っている。

<キャリアカウンセリング利用者延数> (単位：人)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
645	555	541	515

(3) 就職決定状況

(単位：人)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就職者数	54	45	33	39

(4) 労働相談

妊娠・出産に伴う職場のトラブルやセクシャルハラスメント等の労働問題に対応するため、女性弁護士や女性職員による労働相談を実施している。

<相談利用者数> (単位：人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
女性弁護士労働相談利用者数	20	23	27	25
女性労働相談利用者数	86	73	95	76

(5) 就職面接用スーツの貸出

マザーズハローワーク横浜等からの職業紹介により面接を受けようとする女性を対象に、スーツの無料貸出を実施している。

<就職面接用スーツの貸出件数> (単位：件)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
27	29	24	24

4 障害者雇用促進センターにおける障がい者雇用促進の取組

地域の障がい者就労支援機関による障がい者個人に対する支援が充実してきたこと、中小企業における障がい者雇用の取組が進んでいないこと、法定雇用率が引き上げられること等の状況を踏まえ、平成 29 年 4 月に、主に障がい者への個別支援に取り組んできた「障害者就労相談センター」を、「障害者雇用促進センター」に変更し、中小企業や地域の障がい者就労支援機関への支援に重点的に取り組んでいる。

(1) 施設の概要

- ア 開設日 平成29年4月1日
- イ 所在地 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ5階
- ウ 開所時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
(土曜・日曜・祝日・年末年始休業)

(2) 中小企業等への個別支援

個々の企業の障がい者雇用に向けた取組状況に合わせ、きめ細かな支援を行う。

- ア 障害者法定雇用率未達成企業への個別訪問
神奈川労働局・ハローワークと連携して、障害者法定雇用率未達成企業を個別訪問し、障がい者雇用への理解促進を図るとともに、国の助成金や県の支援策の紹介等を行う。
 - ・ 令和元年度訪問企業数：1,081社
- イ 出前講座
企業からの要請により職員が訪問し、経営者や従業員を対象に、障がい特性等の基礎知識、職場定着に向けた配慮、職場の対応事例など、ニーズに合わせた出前講座を実施する。
 - ・ 令和元年度実施回数：42回
- ウ 社会保険労務士による相談支援
企業からの要請により、社会保険労務士を派遣し、就業規則や労務管理等に関する助言等を行う。
 - ・ 令和元年度実施回数：5回

(3) 障がい者就労支援機関への支援

障がい者の就労に向けた準備を整えるため訓練等を行っている障がい者就労支援機関に対し、支援を行う。

- ア 職業能力評価
障がい者の適性を把握して求職と雇用のミスマッチを防止し、適切な就労につなげるため、就労支援機関の依頼による職業能力評価を実施する。
 - ・ 令和元年度受付件数：153件
- イ 出前講座
就労支援機関からの要請により訪問し、支援担当者等を対象に、障が

い者雇用の動向、企業との連携などニーズに合わせた出前講座を実施する。

- ・ 令和元年度実施回数：3回

ウ セミナー・研修

就労支援機関の支援力の向上に関する研修のほか、企業と就労支援機関がお互いの考えを理解し、連携できるよう、企業との合同研修会等を実施する。

- ・ 令和元年度実施回数：8回

(4) 障がい者雇用を進めるための総合ポータルサイトによる情報提供

企業等が障がい者雇用を進める際に役立つ情報を、県ホームページ内のポータルサイト「ともに歩むナビ」で一元的にわかりやすく提供している。

Ⅷ 神奈川県職業能力開発計画の取組について

職業能力開発促進法の規定に基づき、2016(平成28)年6月に、「第10次神奈川県職業能力開発計画(計画期間:2016(平成28)年度~2020(令和2)年度)」を策定し、産業人材の育成に取り組んでいる。

1 第10次神奈川県職業能力開発計画で掲げている基本理念と取組の視点

人口減少という局面を迎える中、若者、女性、中高年齢者、障がい者など、一人ひとりの持つ能力を、職業能力開発を通じて伸ばすとともに、その能力を最大限活かせる場所で、輝きながら働けるよう支援していくことにより、今後も経済のエンジンを回し、活力あふれる神奈川の実現を目指す。

2 第10次神奈川県職業能力開発計画の施策 施策体系

実施目標	取組の方向性
Ⅰ 全員参加の社会の実現加速に向けた職業能力開発の推進	(1) 若者の活躍促進のための支援
	(2) 女性の活躍促進のための支援
	(3) 中高年齢者の活躍促進のための支援
	(4) 障がい者の就業を促進する職業能力開発の推進
	(5) 非正規雇用労働者に対する職業能力開発の推進
	(6) その他特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進
Ⅱ キャリア教育の推進と職業人生を通じたキャリア形成支援	(1) 学校におけるキャリア教育の推進
	(2) 学校生活から職業生活への円滑な移行に向けた支援
	(3) 職業人生を通じた労働者の主体的なキャリア形成の推進
Ⅲ 産業振興策と一体となった産業人材の育成強化	(1) これからの神奈川の産業を見据えた人材育成の推進
	(2) 産業界や地域ニーズを踏まえた人材育成の推進
	(3) 中小企業・小規模企業における人材育成の推進
	(4) 職業能力開発分野の国際連携・協力の推進



職業訓練の様子



ものづくり体験

実施目標	取組の方向性
IV ものづくり 産業の持続的 発展と技能の 振興	(1) ものづくり産業の発展を支える人材育成の推進
	(2) 熟練技能者の技術・技能の継承への支援
	(3) 技術・技能の振興と優れた技術・技能を有する者の社会的評価の向上
V 人材育成推 進体制の充実 強化	(1) 公共職業訓練の充実
	(2) 民間との連携強化
	(3) 多様な主体との連携・協力による人材育成の推進



西部総合職業技術校



ものづくり継承塾

3 令和元年度の実施状況

実施目標			
	数値目標	項目	実施状況
I 全員参加の社会の実現加速に向けた職業能力開発の推進 若者、女性、中高年齢者、障がい者など、すべての人が就業意欲を実現できる「全員参加の社会の実現」を目指し、一人ひとりのニーズや状況に応じて多様な職業能力開発の機会を提供するとともに、就労を支援する。			
① 総合職業技術校における修了者の3か月後の就職率	目 標		95.0%
	実 績		※ 94.8%
	達成率		※ 99.8%
② 民間教育訓練機関等への委託訓練における修了者の3か月後の就職率	目 標		75.0%
	実 績		※ 74.8%
	達成率		※ 99.7%

※ 実績及び達成率は、令和元年12月末までの修了者の状況

実施目標			
	数値目標	項目	実施状況
II キャリア教育の推進と職業人生を通じたキャリア形成支援 次代を担う若者が段階的に職業能力を形成できるよう、学校等の関係機関と連携し、中長期的な視点から人材育成を図る。また、学校在学中から生涯を通じて、一人ひとりが主体的に職業生活設計を行うことができるよう、キャリアコンサルティングの機会の整備等により、個人のキャリア形成を切れ目なく支援する。			
	総合職業技術校における「ものづくり体験」の参加者数	目 標	2,160 人
		実 績	2,188 人
		達成率	101.3%
III 産業振興策と一体となった産業人材の育成強化 産業構造の変化や技術革新、グローバル化の進展等を見据え、本県の産業競争力の強化や県内企業の活性化を図っていくため、カリキュラムの開発等を行い、産業振興策と一体となった人材の育成強化に取り組む。また、留学生受入れのためのしくみづくりなどを検討する。			
	新たに実施する求職者訓練及び在職者訓練のコース数(累計)	目 標	6 コース
		実 績	6 コース
		達成率	100.0%
IV ものづくり産業の持続的発展と技能の振興 本県産業を支える製造業等のものづくり分野において、技術・技能の継承問題等が危惧されていることから、技能検定合格者数の増加を図るなど、ものづくり技術を守り、育てていく人材を育成する。			
	3級技能検定の合格者数	目 標	480 人
		実 績	497 人
		達成率	103.5%
V 人材育成推進体制の充実強化 東部・西部総合職業技術校、産業技術短期大学校及び神奈川障害者職業能力開発校の4校の訓練内容などの充実をさらに進めるとともに、国、民間等、多様な主体と連携、協力して、職業能力開発の支援に取り組む。			
	総合職業技術校等の修了生の満足度(平均)	目 標	84.0%
		実 績	84.4%
		達成率	100.5%

4 神奈川県職業能力開発審議会の評価

2020(令和2)年8月に開催予定の神奈川県職業能力開発審議会において、計画に位置づけられた2019(令和元)年度の実施状況について報告を行い、実施結果の評価をとりまとめる。

5 今後の取組

審議会の評価を踏まえ、計画に位置づけられた事業の改善等に取り組むなど、より効果的な職業能力開発施策を推進する。

あわせて、現行計画の期間（2016(平成28)年度～2020(令和2)年度）が本年度末で終了することから、審議会の評価等を踏まえるとともに、国が今年度中に策定予定の第11次職業能力開発基本計画に基づき、第11次神奈川県職業能力開発計画（以下「計画」という。）の策定を行う。

○策定のスケジュール（予定）

令和2年8月	第1回神奈川県職業能力開発審議会に、計画の策定を諮問
令和2年9月	計画の基本的考え方について議会に報告
令和2年11月	第2回神奈川県職業能力開発審議会にて、計画素案を審議
令和2年12月	計画素案について議会に報告
令和2年12月 ～令和3年1月	計画素案について、県民等の意見募集を実施
令和3年2月	第3回神奈川県職業能力開発審議会にて、計画案を審議
	計画案を議会に報告
令和3年5月	神奈川県職業能力開発審議会より計画案の答申 計画を策定

Ⅸ 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパスの再整備について

神奈川県立産業技術短期大学校（以下、短大校）西キャンパスの訓練実習棟及び共同訓練棟は、建築から50年以上経過し、老朽化による雨漏りや電気設備等の不具合が生じるとともに、耐震診断の結果、耐震性不足が判明したことから、令和2年度は、設計施工一括発注方式による建替工事を実施する。

1 短大校の概要

短大校西キャンパスでは、事業主等が行う職業訓練及び技能検定の実施など、建築関係を中心とするものづくり分野の人材を育成している。

なお、東キャンパスでは、県内中小企業等に必要とされている実践技術者を育成するため、生産技術科、制御技術科、電子技術科、産業デザイン科及び情報技術科の5学科（定員400名、1学年200名×2年）において、高度な知識、技術及び技能を習得する職業訓練を実施している。

(1) 施設の概要

ア 開校日	平成7年4月1日
イ 所在地	横浜市旭区中尾2-4-1
ウ 施設	西キャンパス 16,034.65㎡ 東キャンパス 20,872.16㎡
エ 根拠法	職業能力開発促進法第16条 第2項



(2) 西キャンパスの現施設

○ 訓練実習棟	昭和44年築、鉄骨造、2階建て 延床面積 1,416㎡ 建築面積 1,368㎡
○ 共同訓練棟	昭和45年築、鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造、2階建て 延床面積 2,399.94㎡ 建築面積 2,035.44㎡



2 西キャンパスの建替工事

(1) 新たな西キャンパスの概要

西キャンパスにおいて実施する職業訓練及び技能検定の内容に応じた約120㎡～約500㎡の実習場を5室整備するとともに、教室や倉庫等を整備することを計画している。

整備に当たっては、従来の建物に比べ一次エネルギー消費量を半分以下にするZEB Ready (※)の実現を目指すほか、利用者の利便性を確保するため駐車場を80台以上整備し、また、女性専用の更衣室を確保するなど、利用環境の向上を図る。

なお、本事業は、工期の短縮やコストの低減が期待でき、また、設計の段階から施工会社の技術力を反映することが可能な、設計施工一括発注方式により発注を行うため、具体的な施設の規模等は、今後、落札決定する事業者の提案の内容によって定まる。

※ ZEB Ready

「ZEB」（年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物）を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

(2) 取組状況

ア 設計・施工業務

期 間：令和2年10月～令和4年10月

内 容：設計施工一括発注方式により、設計・施工業務を実施。

実施状況：令和2年3月27日に入札（総合評価方式条件付き一般競争入札）を公告し、7月に落札者を決定予定。

予 算：債務負担行為限度額 1,305,000千円（令和2年度～令和4年度）

【落札者決定に係る評価基準】

価格点		40点
技術点	事業計画全般に関する事項 （事業スケジュールや地域経済の配慮等）	60点
	設計業務に関する事項 （諸室の配置やZEB Readyに係る施設計画・設備計画の提案等）	
	建設・工事監理業務に関する事項 （工期短縮や周辺環境等への配慮等）	
	余剰地の創出に関する事項 （余剰地における整形な敷地形状の確保等）	
合 計		100点

イ アドバイザリー業務委託（入札・契約支援業務）

期 間：令和2年1月～同年10月

内 容：設計・施工業務の入札及び契約に係る一連の支援業務の委託を実施。

実施状況：平成31年3月から令和元年12月まで実施したアドバイザリー委託（再整備調査検討業務）の成果物を基に作成した落札者決定基準案に対する学識経験者からの意見聴取や、入札参加事業者からの質問に対する回答書の作成等について、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な整理及び検討並びに各種資料の作成業務を実施。

3 スケジュール

(1) 実施済

平成31年3月	アドバイザー委託(再整備調査検討業務)実施
令和2年1月	アドバイザー委託(入札・契約支援業務)実施
令和2年3月	入札公告(設計・施工業務)の実施
令和2年6月	入札参加者から技術提案書等の提出(2者)

(2) 今後の予定

令和2年6月	再整備事業に係る提案審査会の実施
令和2年7月	落札者の決定、仮契約締結
令和2年9月	第3回県議会定例会に契約に関する議案提出
令和2年10月	本契約締結
〃	アドバイザー委託(工事監修・検査支援業務)実施
令和4年10月	工事完成

X 「職業能力開発促進法施行条例」の一部改正素案について

1 改正の趣旨

県立の職業能力開発施設において行う職業訓練の基準については、職業能力開発促進法施行規則（以下「省令」という。）を参酌し、職業能力開発促進法施行条例（以下「条例」という。）に定めている。

今般の新型コロナウイルス感染症の状況及びICTの急速な発達と普及拡大の状況に鑑み、省令及び職業訓練運用要領が整備され、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像や音声により、互いにやりとりを行う等の同時双方向型のオンラインによる訓練が可能となったことから、条例に定める訓練課程の訓練基準についても、同様の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 普通課程、短期課程及び専門短期課程の訓練基準の一部改正

現行の条例の普通課程、短期課程及び専門短期課程の訓練基準に規定された通信の方法によって行う訓練の実施方法（第3条、第4条及び第6条）が変更されたことから、規定を変更する。

(2) 専門課程の訓練基準の一部改正

現行の条例の専門課程の訓練基準（第5条）には、通信の方法によって行う訓練の実施方法の規定がないことから、新たにこれを加える。

3 施行期日

公布の日

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月 第3回県議会定例会に条例改正議案を提出

11月 改正条例の施行